

令和7年度保育料（利用者負担額）について 【2号・3号】

1. 保育料算定方法

保育所・認定こども園・幼稚園の保育料は、保護者の住民税（均等割・所得割額）によって算定します。また、年度の途中で住民税の対象年度が変わります。

（令和7年4月～令和7年8月分の保育料：令和6年度の住民税
令和7年9月～令和8年3月分の保育料：令和7年度の住民税）

なお、修正申告等で税額変更の手続きを行った場合は、翌月から保育料が変更になり、追徴になる場合もあります。

2. 保育料軽減について

2-1) 保育料の基本条件

【対象：2・3号認定（学年齢0～2歳児）】

1. 保育所に入所している児童のうち、最も年齢が高い児童・・・年齢枠の全額
2. 保育所に入所している児童のうち、次に年齢が高い児童・・・年齢枠の半額
3. 3人同時入所の場合は第3子目以降・・・・・・・・・・無料（年齢制限なし）
※1～3は幼稚園に入園している児童も含め、保育料の軽減対象になります。
4. 住民税非課税世帯・・・・・・・・・・無料

【対象：2号認定（学年齢3～5歳児）】

保育料無償化に伴い、2号認定（保育区分）子どもの利用料は無料です。

給食費（主食費・副食費）は保護者負担のため、園へお支払いください。

【対象：1号認定】

保育料無償化に伴い、1号認定（教育区分）子どもの利用料は無料です。

給食費（主食費・副食費）は保護者負担のため、園へお支払いください。

2-2) 熊本県多子世帯子育て支援事業 【対象：2・3号認定（学年齢0～2歳児）】

18歳未満の児童を養育しているご家庭の第3子目以降のお子様に関し保育料が無料となる事業です。

※ただし、D6階層、D7階層は対象外です。

2-3) その他軽減【対象：2・3号認定（学年齢0～2歳児）】

1. （市町村民税所得割額が77,101円未満の母子等）{C2～D2階層の一部}
→保育料を標準時間7,000円/短時間5,000円とし、第2子以降を無料とします。
2. （市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯）{C1～D1階層の一部}
→第2子を半額、第3子以降を無料とします。

※「母子等」とは母子・父子世帯または身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳保持者がおられる世帯です。多子軽減・母子父子軽減・障がい軽減は、対象となる期間のみ適用される軽減です。

※障がい軽減：同居ご家族に、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳等をお持ちの方がいる場合
手帳の写しをご提出いただいた翌月から保育料が軽減される場合があります。

※婚姻や障がい軽減対象のご家族の転居等の事由が発生した場合は、軽減の適用がなくなります。

3. 副食費の免除について【無償化対象者】

副食費は原則保護者負担ですが、次の方は副食費が免除されます。

1. 年収360万円未満相当世帯の子ども
（1号認定：C階層以下、2号認定：市町村民税所得割額57,700円未満 {D1階層の一部}）
2. 1号認定（教育区分）は小学校3年生以下（学年齢8歳以下）の子どもから数えて第3子以降の子
3. 2号認定（保育区分）は年長児以下（学年齢5歳以下）の子どもから数えて第3子以降の子
4. 高校3年生以下の子どもから数えて第3子以降の子

※ただし、階層区分D6・D7階層以外の世帯の2号認定の子に限ります。

令和7年度 保育料（利用者負担額）基準額表

単価：円

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分			利用者負担額（月額）			
階層区分	定義		保育必要量の認定区分			
			0・1・2 歳児 （3号）		3・4・5 歳児 （2号）	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0円	0円	0円	0円
B	市町村民税 非課税世帯	母子等	0円	0円	0円	0円
		一般	0円	0円	0円	0円
C1	市町村民税 均等割課税世帯	母子等	6,000円	4,000円	0円	0円
		一般	13,000円	9,000円	0円	0円
C2	市町村民税 所得割課税額 40,000円未満	母子等	7,000円	5,000円	0円	0円
		一般	15,000円	11,000円	0円	0円
C3	市町村民税所得割課税額 40,000円以上 48,600円未満		18,000円 (7,000円)	13,000円 (5,000円)	0円	0円
D1	市町村民税所得割課税額 48,600円以上 75,000円未満		24,000円 (7,000円)	18,000円 (5,000円)	0円	0円
D2	市町村民税所得割課税額 75,000円以上 97,000円未満		28,000円 (7,000円)	21,000円 (5,000円)		0円
D3	市町村民税所得割課税額 97,000円以上 140,000円未満		32,000円	24,000円	0円	0円
D4	市町村民税所得割課税額 140,000円以上 169,000円未満		34,000円	25,000円	0円	0円
D5	市町村民税所得割課税額 169,000円以上 301,000円未満		36,000円	27,000円	0円	0円
D6	市町村民税所得割課税額 301,000円以上 397,000円未満		40,000円	30,000円	0円	0円
D7	市町村民税所得割課税額 397,000円以上		40,000円	30,000円	0円	0円

色付部は副食費が免除
されます。市町村民税所得割課税額
57,700円未満カッコ内の保育料は C3～D2
階層の一部（市町村民税所得
割課税額 77,101 円未満）の
方が対象です。

注1 各保育料表の年齢は、学年齢です。

例) 年度途中に満3歳（2号）になっても、学年齢2歳（3号）の料金となります。

注2 市民税額は、調整控除以外の税額控除（配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等）を控除する前の税額で算定します。

注3 認定こども園の保育料の決定は市が行いますが、支払い先は、各園です。

注4 園によっては、別途絵本代などの実費徴収がある場合もあります。

注5 住所変更及び婚姻・離婚等により家庭の状況に変更が生じた場合は、速やかに担当課へ届け出をしてください。

注6 住所が同じ祖父母が家計の主たる者と判断される場合（保護者の総収入額が150万未満の場合）その方の課税額を含め算定を行います

【保育料の支払いが遅れると督促料及び延滞金が加算されます！！】

- ・ 納期内に納めた人との公平性を保つことを目的に、定められた期限までに納付されない場合には、原則として法定納期限の翌日から納付する日までの日数に応じて、延滞金が自動的に課されます。
- ・ 別途、督促手数料が80円加算されます。
- ・ 支払いが遅れないようにご注意ください。

お問合せ先（担当課）

菊池市役所 子育て支援課 0968-25-7214 旭志支所 市民生活課 0968-25-3331
七城支所 市民生活課 0968-25-1060 泗水支所 市民生活課 0968-25-2150